

## 第 43 期事業報告

### はじめに

令和 5 年度は歴史や記録に残る事象が相次ぐ年となりました。夏の平均気温が観測史上最高を記録、春闘での賃上げ率が 30 年ぶりの高水準を達成、日経平均株価が 34 年ぶりに史上最高値を更新、円の実質実効為替レートが 53 年ぶりに過去最低を更新、人手不足関連の倒産件数が過去最多を更新、実質賃金の減少期間が過去最長を更新、ガソリン価格が 15 年ぶりに過去最高を更新、食料（生鮮食品を除く）の消費者物価指数が 48 年ぶりの伸び率を記録、等々。

100 年に 1 度のパンデミックといわれた新型コロナが 5 類感染症に移行し、制約要件が解消された国内の景気は、緩やかな回復基調を取戻したものの足踏み状態が続いています。企業の業況や収益は好調でしたが、賃金や投資に十分に結び付かず、歴史的な物価高騰が消費を圧迫し、内需は力強さを欠きました。

金融環境は、日銀が3月にマイナス金利を解除するなど金融政策の枠組みを見直し、緩和的な環境を維持しながらも金融正常化に向け踏み出しました。賃金と物価がともに上昇する好循環が持続し、日本経済が失われた30年といわれる長期停滞から抜け出す好機と成り得るのか注目されます。

雇用環境は改善の動きが続いており、完全失業率はコロナ禍前に近い水準で推移し、就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は女性の正規雇用者の増加等に起因し、コロナ禍前のピークを越え上昇しています。一方、日銀短観（雇用人員判断DI）は全規模全産業でバブル期以降最も深刻な人手不足に陥っていることを示しており、生産年齢人口が減少するなか、人的資源の希少性、重要性がより高まっています。

このような情勢の下、事業計画に掲げた5つの主要課題に取組み、公益性のスタンスの維持および保証機能を通じた社会的役割の発揮に努めてきました。特徴的な取組みとして、勤労者福祉資金融資のラジオ CM の実施、基幹システムのリプレース、前年度に続き回収困難債権の譲渡、ソーシャルインパクト評価の実施等が挙げられます。勤労者福祉資金融資については、一時的な CM 効果はありましたが、依然低調な利用状況が続いており、継続的な PR と周知策の強化が必要といえます。

事業実績については、新規保証引受額が計画を下回り、代位弁済額は保証債務残高が減少するなか大幅に増加し、一般正味財産増減額は計画を下回りました。実績値の多くが下振れし減収減益となりましたが、事業運営に懸念はなく、課題の遂行も概ね順調であったと判断します。

## 1 主要計数および決算概況

### 1. 事業の実績

〔令和5年度主要事業計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
新規保証引受額	6,993,399	5,877,220	84.0	10,698,150	▲45.1
保証債務残高	34,797,709	35,447,554	101.9	42,361,516	▲16.3
代位弁済額*	151,026	172,727	114.4	134,735	28.2
保証債務延滞額*	25,000	49,952	199.8	22,205	125.0
求償権回収額	18,000	28,956	160.9	33,436	▲13.4
求償権残高*	613,412	561,727	91.6	528,380	6.3

(注) 金額は単位未満を切り捨て、比率は小数点第2位を四捨五入。以下、同様に算出。

\* を付している項目は少額なほど健全で、達成率100%以下が計画達成を意味する。

#### (1) 保証引受の状況

##### ① 新規保証引受額

新規保証引受額は2,700件58億7,722万円となり、前年度比で2,517件48億2,093万円(増減率▲45.1%)減少しました。アフターコロナおよび物価高での消費市場の変化や主要金融機関の融資施策の影響等、不確定要素が多かったこともあり、計画値を11.1億円(達成率84.0%)下回りました。

1件当たりの平均保証引受額は217万円で、前年度より12万円増加しました。

##### ② 保証債務残高

保証債務残高は28,284件354億4,755万円となり、回収額の下振れにより計画を6億4,984万円上回り(達成率101.9%)、前年度比で4,117件69億1,396万円(増減率▲16.3%)減少しました。

なお、保証総額を規制する保証倍率(保証債務残高÷基本財産)は、最高限度50倍に対し25倍に収まっています。

#### (2) 代位弁済等の状況

##### ① 代位弁済額

代位弁済額は158件1億7,272万円となり、計画を2,170万円上回り、前年度比で47件3,799万円(増減率28.2%)増加しました。

代位弁済率(代位弁済額÷平均保証債務残高)は0.45%で、前年度より0.16ポイント上昇しました。

代位弁済案件 1 件当たりの	令和 4 年度	令和 5 年度
代位弁済額（当初融資額）	121 万円（202 万円）	109 万円（192 万円）
償還済み期間（約定融資期間）	40 ヶ月（94 ヶ月）	44 ヶ月（100 ヶ月）

代位弁済案件 1 件当たりの代位弁済額は前年度比 12 万円減少し、当初融資額は 10 万円減少しました。

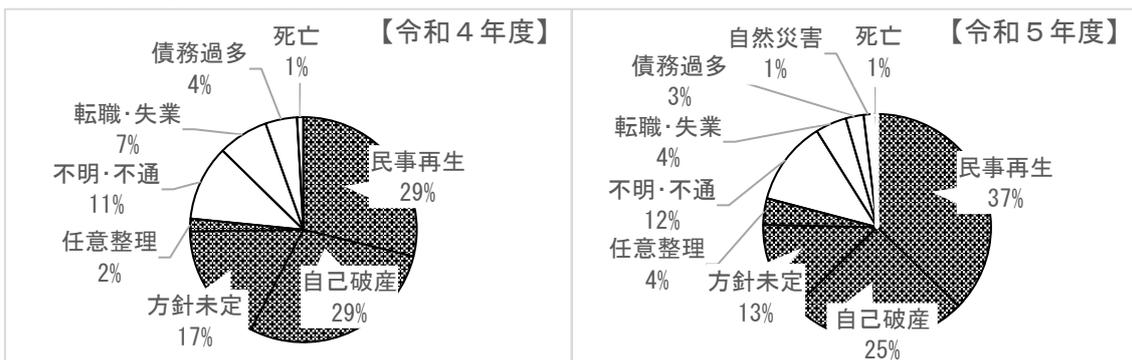
償還済み期間は 4 ヶ月伸長し、約定融資期間は 6 ヶ月長期化しています。

〔代位弁済の事由別件数・金額〕

（単位：件、千円）

代位弁済の事由	令和 4 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
弁護士・司法書士受任	85	98,315	125	141,926
うち自己破産（予定含む）	32	37,516	40	42,135
うち民事再生（予定含む）	32	39,372	59	70,448
うち任意整理（予定含む）	2	1,535	6	7,026
うち整理方針未定	19	19,892	20	22,317
自然災害ガイドライン	0	0	2	912
債務過多	5	4,658	4	3,565
転職・失業	8	14,098	7	7,703
行方不明・音信不通	12	16,662	19	17,091
死亡	1	1,002	1	1,530
合計	111	134,735	158	172,727

〔代位弁済の事由別件数割合〕



（注）網掛け：弁護士・司法書士受任

代位弁済の事由については、民事再生の割合が若干増加していますが、前年度の傾向から大きく変わることなく、多重債務等による弁護士・司法書士受任が、件数ベースで 79.1%、金額ベースで 82.2%を占めています。

## ② 保証債務の延滞

2ヶ月以上の延滞は38件4,995万円となり、計画を2,495万円上回り、前年度比で11件2,774万円（増減率125.0%）増加しました。

延滞率（延滞残高÷保証債務残高）は0.14%で、前年度より0.09ポイント上昇しました。保証債務残高が減少する中、延滞残高が大幅に増加したことにより、ここ10年で最も高い延滞率となりました。

## （3）求償権回収の状況

### ① 回収額

求償権回収額は2,895万円となり、計画を1,095万円超過し（達成率160.9%）、前年度比で448万円（増減率▲13.4%）減少しました。債務者の太宗が自己破産、民事再生を選択し、回収環境は依然厳しい状況が続いていますが、債権譲渡金や想定外の随時償還があったことで計画を大幅に上回りました。

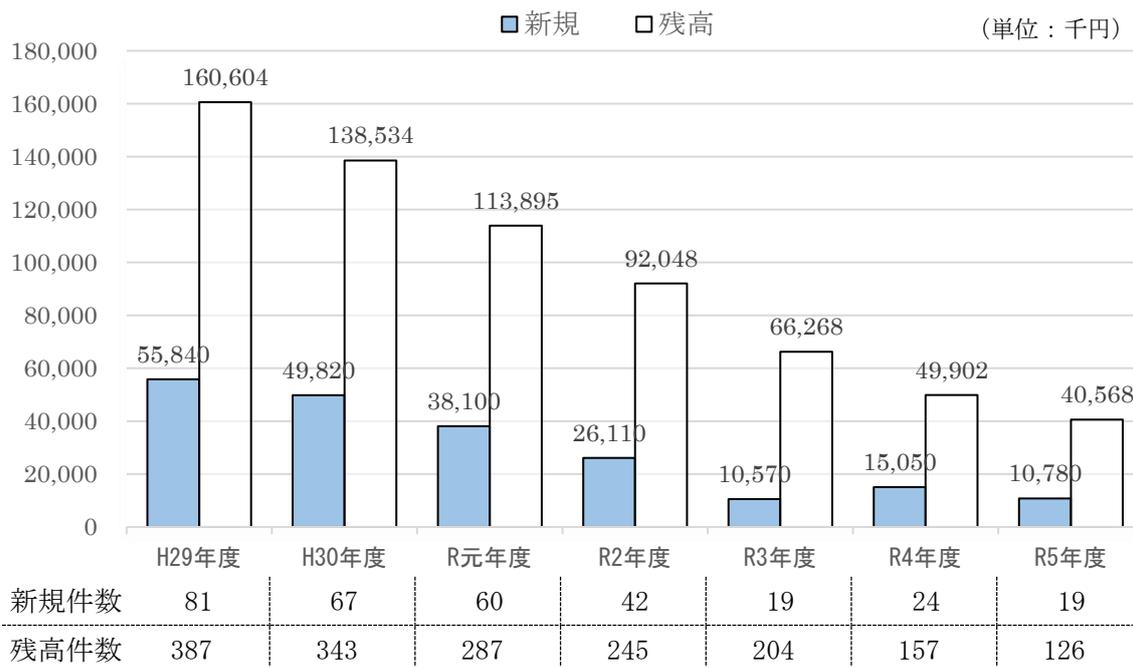
### ② 求償権残高

求償権残高は496件5億6,172万円となりました。代位弁済額1億7,272万円に対し、求償権回収額は2,895万円、償却額は4,157万円、債権譲渡額は6,884万円（譲渡金控除後）となり、計画を5,168万円下回り、前年度比で41件3,334万円（増減率6.3%）増加しました。

なお、求償権比率（求償権残高÷保証債務残高）は、前年度より0.33ポイント上昇し1.58%となりました。

## （4）北海道勤労者福祉資金融資制度の状況

### 〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の年度推移〕



〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の令和5年度実績〕

（単位：件、千円）

	中小企業従業員		季節労働者		離職者		非正規労働者		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新規保証引受額	7	5,530	1	1,000	3	930	8	3,320	19	10,780
保証債務残高	75	25,312	10	4,354	7	2,204	34	8,697	126	40,568
代位弁済額	0	0	1	316	0	0	0	0	1	316

① 新規保証引受額

新規保証引受額は19件1,078万円となり、前年度より5件427万円（増減率▲28.4%）減少し、依然低調に推移しています。

② 保証債務残高

保証債務残高は126件4,056万円となりました。新規保証引受額（1,078万円）が回収額（2,011万円、代位弁済含む）を大幅に下回り、前年度比で31件933万円（増減率▲18.7%）減少しました。

③ 代位弁済額

代位弁済額は季節労働者向け融資の1件31万円のみで、前年度比で3件37万円減少しました。

〔北海道からの損失補償の状況〕

（単位：千円）

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
求償権補填金残高	8,986	8,534	8,305
補填金の受領	0	48	190
補填金の返納	606	507	408
求償権償却の戻入	309	0	78

## 2. 損益および財産の状況

〔令和5年度主要損益計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
経 常 収 益	275,559	<b>269,552</b>	97.8	329,333	▲18.2
保 証 料	271,964	<b>263,343</b>	96.8	324,474	▲18.8
経 常 費 用	176,219	<b>195,508</b>	110.9	144,379	35.4
経 費	56,775	<b>54,802</b>	96.5	44,269	23.8
貸倒引当金繰入額	119,444	<b>44,915</b>	37.6	37,105	21.0
債務保証損失引当金繰入額	0	<b>26,944</b>	—	0	—
債 権 譲 渡 損	0	<b>68,847</b>	—	63,005	9.3
経 常 増 減 額	99,340	<b>74,044</b>	74.5	184,953	▲60.0
経 常 外 増 減 額	17,494	<b>88</b>	0.5	46,606	▲99.8
一般正味財産増減額	116,835	<b>74,133</b>	63.5	231,559	▲68.0
正味財産期末残高	2,188,638	<b>2,145,937</b>	98.0	2,071,803	3.6

### (1) 経常増減額

#### ① 経常収益

経常収益は2億6,955万円となり、計画を600万円(達成率97.8%)下回り、前年度比で5,978万円(増減率▲18.2%)減少しました。

経常収益の大半を占める保証料は2億6,334万円となり、計画を862万円(達成率96.8%)下回り、前年度比で6,113万円(増減率▲18.8%)減少しました。

運用益は前年度比25万円増加の340万円となりました。運用先は北海道労働金庫への出資、金融機関預金、および債券となっています。

#### ② 経常費用

経常費用は1億9,550万円となり、計画を1,928万円(達成率110.9%)上回り、前年度比で5,112万円(増減率35.4%)増加しました。

経費は、保証審査に係る業務委託手数料の減少等により、計画を若干下回りました。

貸倒引当金繰入額は、債権譲渡を加味する必要があり、譲渡損と併せた費用計上はほぼ計画通りとなりました。

債務保証損失引当金は、保証債務残高の減少に伴い、前年度同様、繰入を計画していませんでしたが、累積代位弁済率の悪化に伴う損失率の上昇により、2,694万円の

繰入となりました。

なお、引当金繰入額および債権譲渡損が経常費用に占める割合は 72.0%で、前年度より 2.7 ポイント上昇しました。

### ③ 経常増減額

経常収益は計画を下回り、経常費用は計画を上回りましたので、経常増減額については計画を 2,529 万円下回る 7,404 万円となりました。(達成率 74.5%)

## (2) 経常外増減額

経常外収入は 8.8 万円で、北海道の損失補填金戻入益の 7.8 万円と、債務保証損失引当金戻入益の 1.0 万円です。前述の通り損失率の上昇により、債務保証損失引当金戻入益は計画を 1,698 万円下回りました。

経常外費用は発生していませんので、経常外増減額は 8.8 万円となり、計画を 1,740 万円下回り (達成率 0.5%)、前年度比で 4,651 万円 (増減率▲99.8%) 減少しました。

## (3) 一般正味財産増減額 (最終損益)

経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は 7,413 万円となり、計画を 4,270 万円下回り (達成率 63.5%)、前年度比で 1 億 5,742 万円 (増減率▲68.0%) 減少しました。

保証債務残高の減少や代位弁済の増加に伴い、減収減益となりましたが、今後も保証債務残高 (保証料収入) は減少し、代位弁済 (引当金費用) は然程の減少が見込めないことから、一般正味財産増減額は逡減で推移することが予測されます。

## (4) 正味財産残高

正味財産期末残高は 21 億 4,593 万円となり、計画を 4,270 万円下回り (達成率 98.0%)、前年度比で 7,413 万円 (増減率 3.6%) 増加しました。

なお、基本財産は、基金 5 億円、保証積立資産 9 億円で合計 14 億円、特定資産は、機械化準備積立資産 5,000 万円、経営安定化積立資産 3 億 5,000 万円で合計 4 億円となっています。

### 3. 経営諸比率

〔令和5年度主要経営諸比率の計画比および前年度比〕

(単位：%、ポイント)

	実績	計画比		前年度比	
		計画	差異	前年度実績	増減
自己資本比率	9.10	9.75	▲0.65	7.46	1.64
代弁能力係数	33.26	69.18	▲35.92	63.45	▲30.19
保証収支率	54.99	48.91	6.08	31.22	23.77

自己資本比率：保有する資産に対して自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判定する。

(基準：4%以上)

代弁能力係数：金融機関における協会保証融資の2箇月以上延滞のものがすべて貸倒となり代位弁済を行っても協会の事業継続に問題がないかどうかを検証する。(基準：1以上)

保証収支率：代位弁済額から回収額を控除した純支出額が保証料収入で賄うことができるかどうかを検証する。(基準：60%以内)

#### (1) 自己資本比率

自己資本比率は9.10%となり、一般貸倒引当金(自己資本)の減少により計画比で0.65ポイント下回り、保証債務残高(信用リスクアセット)の減少により前年度比で1.64ポイント上昇しました。

優良保証機関の基準値(4%以上)はクリアしています。

#### (2) 代弁能力係数

代弁能力係数は33.26となり、保証債務延滞額(代弁リスク)の増加により計画比で35.92ポイント、前年度比で30.19ポイント下回りしました。

優良保証機関の基準値(1以上)はクリアしています。

#### (3) 保証収支率

保証収支率は54.99%となり、代位弁済額の増加により計画比で6.08ポイント、前年度比で23.77ポイント上昇(悪化)しました。

優良保証機関の基準値(60%以内)はクリアしています。

## 2 課題の遂行状況

### 1. 幅広い勤労者層と福祉向上への対応

(1) 少子高齢化や高齢者雇用安定法の改正等に伴う高齢就業者の増加を踏まえ、保証基準の最終弁済時年齢を満76歳未満から満81歳未満に上げました。

(2) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする勤労者福祉資金融資（道の勤労者向け融資制度）について、その役割が十分に発揮できるようサポートしました。

① より多くの人に知っていただくために、制度の周知に努めました。

ア. 制度内容の周知を目的とした案内チラシを作成しました。

イ. ひとり親世帯に対して、サポート団体と連携し案内チラシを配布しました。

ウ. 幅広く道民への認知を高めるべく、ラジオCM\*1を実施しました。

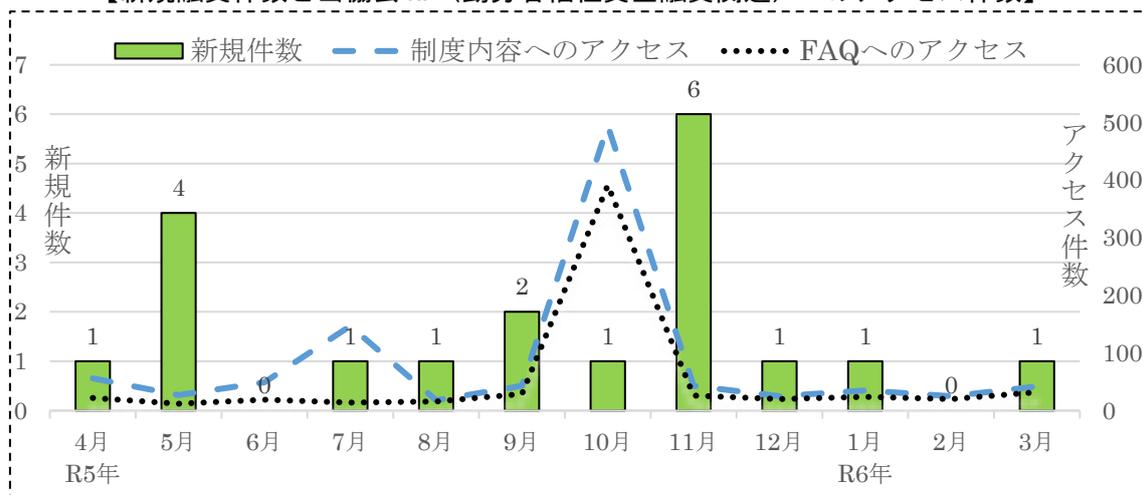
\*1 実施期間：令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

実施内容（AM2局合計）：スポットCM（20秒）×120本

番組内原稿読みパブリシティ（60秒）×1回

番組内原稿読みパブリシティ（80秒）×4回

【新規融資件数と当協会HP（勤労者福祉資金融資関連）へのアクセス件数】



② 利用促進対策と制度内容の拡充について、北海道労働者福祉協議会と連携し北海道に要請しました。令和6年度から融資対象の「中小企業従業員」を「中小企業者及びその他の法人の従業員」に拡充し、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等の法人職員が新たに追加されることとなり、要請の一部が承認されました。引き続き、利用しやすい融資制度の構築を目指し、関係機関とともに検討をすすめます。

#### 【北海道への要請事項】

##### 〔要請1〕

政府は、労働移動を円滑化すべく、自己都合離職者に対する雇用保険給付条件の見直しを検討するなど、転職を後押しする姿勢を打ち出している。現行、本融資制度の対象となる「離職者」は、離職理由が「事業主都合」の場合に限られ、「自己

都合」の場合は対象外となっており、政府方針との整合が求められる。

については、自己都合離職者も融資対象となるよう、「離職者」の条件から離職理由を撤廃し、雇用保険を受給できる離職者すべてを融資対象者とする。

〔要請 2〕

融資対象となる正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更し、職業による差別をなくし、労働者を公平・平等に支援する制度とする。道は SDGs の推進に積極的に取り組んでおり、公的制度において差別や不平等の解消は不可欠と考える。

なお、本要請に対し、道はこれまで4年に亘って「類似制度の状況やニーズの把握」を理由に結論を留保しているが、要請の主旨「勤労者・道民の福祉向上」や、知事道政執行方針「道民の健康、暮らしを守ることを最優先」に沿って良し悪し（道民のためになるのかならないのか）を判断すべきであり、SDGs のスローガンである「誰一人取り残さない」ため、少しでも道民のためになるのであれば、類似制度の利用状況やニーズの多寡に囚われる必要はないと考える。

〔要請 3〕

道民のセーフティネット機能として有効活用されるよう制度の普及や改善に関する要請を繰り返し行っているが、昨年の回答では、普及対策として、6年前に関連団体が実施した地下鉄広告を例に挙げ、対象者拡充については、予算増額の根拠となるニーズ把握の難しさを謳うなど、至って消極的な対応に留まるものであった。損失補償等の実質的な財政負担がない制度下において、予算は金融機関預託金に限定されるが、超低金利環境では預託金の役割や需要は薄らいでいることから、予算の増額を第一義とすることはなく、従来予算の範囲内での運用（利用残高や預託金に上限を設定）で対応は可能と判断する。

本件の要請に対し、検討経過や方向性を示すことなく何年にも亘って結論を先延ばしし、今後も同様の対応に終始するのであれば、今助けを求めている道民にとってのセーフティネットとして十分とは言えず、柔軟かつ迅速な対応が可能な民間制度への委譲を検討する。

【北海道からの回答】

「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進についてですが、道としては、本制度を雇用のセーフティネットの一環として運用しており、これまで制度の普及に向け、周知・PRを実施してきたところです。

本制度の他に一般金融機関の融資制度や公的支援サービスなどがありますが、どの貸付等を利用するかは利用者が選択すべきものと考えています。

〔要請 1 の回答〕

国が自己都合離職者に対する雇用保険給付条件の見直し検討を開始したことは承知しており、今後の動向を注視してまいります。

[要請2の回答]

融資対象者の拡充については、現在、制度改正を要求中です。

[要請3の回答]

本制度を民間へ委譲し、道民のセーフティネット機能として運用するのであれば、現行の低金利での融資が求められるとともに、道からの出捐金の返還を要請することとなります。

～「2024年度(令和6年度)勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に対する道からの回答より

- ③ 生活困窮者との接点が多く、当協会の理念とも近似する福祉団体と、認知の向上と普及促進に向けた連携について意見交換しました。
  - ④ 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する保証料免除措置を令和6年3月31日まで延長しました。
- (3) 収入減少や転職・離職等に伴い約定返済が困難な保証債務の債務者に対しては、返済金減額等の条件変更に積極的に応じ、求償権の債務者に対しては、現況や弁済実績等を考慮し、生活再生を主眼とする弁済方法を提示するなど、丁寧かつ柔軟に対応しました。
- (4) 勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする労働者福祉事業団体等の取組みに参画しました。
- ① 勤労者・道民の福祉向上に係わる政策・制度の改善や、ジェンダー平等の推進に取り組む北海道労働者福祉協議会の「勤労者福祉向上キャンペーン」に参画しました。
  - ② 雇用環境の整備等に取り組む公益法人の活動に参画しました。
- (5) SDGsの達成に貢献するよう努めました。
- ① 「ソーシャルインパクト評価」を通じて、当協会の事業と「金融包摂」ならびに「安心して生活できる共生社会の実現」との関係性の可視化に取り組んでいます。
  - ② ペーパーレスによる環境保全の観点から、定時評議員会議案書の印刷部数を削減しました。(前年度比▲71.4%)

## 2. 自然災害およびパンデミック発生時における支援

- (1) 被災者への支援が必要な大規模自然災害や、「自然災害ガイドライン」\*2が適用される事例は発生していません。それら事象が発生した際は、債務者の生活再建や被災地の復興に向け迅速に対応します。

\*2 正式名称は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、金融機関等における自主的自律的な準則として、同ガイドライン研究会が策定。大規模災害の影響で返済が困難になった債務者が、一定の要件を満たした場合、法的手続によらずに債務整理を行えることを定めている。

- (2) コロナ禍の影響で収入が減少し、返済が困難になった債務者の債務整理について、「自然災害ガイドラインのコロナ特則」\*3に基づき、迅速かつ適切に対応しました。(1名、

2件 912千円)

- \*3 正式名称は「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」。大規模自然災害の被災者の債務を法的手続によらずに減免することを定めた「自然災害ガイドライン」の対象に、令和2年12月より、コロナ禍の影響で返済が困難になった債務者が追加された。

(3) 新型コロナウイルスにより経済的な影響を被った勤労者に対する支援策を実施しました。

- ① コロナ禍に伴う収入減少者に対し、勤労者福祉資金融資の保証料を免除する特例措置を、令和5年9月30日まで延長しました。
- ② コロナ禍の影響を受けた勤労者への経済的支援を目的に、連合北海道、北海道労働者福祉協議会、および北海道労働金庫が連携し開設した「新型コロナウイルス関連特別融資」\*4について、令和6年3月末日まで保証引受を延長しました。

\*4 融資限度額：30万円、保証料込金利0.5～0.8%

令和5年度取扱実績：新規～1件170千円、残高～23件2,120千円

### 3. 情報発信

(1) 利用者や関係機関に対する「知っていただきたい情報」を、ホームページに掲載しました。

- ① 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除措置の延長
- ② 当協会が保証引受している道内市町村の自治体提携融資制度の概要（対象者・資金使途・融資限度額・期間・金利）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する勤労者福祉資金融資の保証料免除措置の延長および終了
- ④ 勤労者福祉資金融資制度のラジオCM\*5の実施

\*5 第36回理事会で確認した周知活動の課題の対応策として、音声メディアを指向する消費者の行動変化を踏まえ、令和5年10月1日より1ヵ月間のラジオCMを企画した。

(2) 定時評議員会議案書の配布削減を踏まえ、ホームページに掲載する情報の充実化を図りました。

### 4. 内部統制の強化

(1) 内部統制の基本方針に基づき、日常的に業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努め、実効性の検証結果を機関会議に報告しました。

(2) 内部統制の基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理態勢の維持、改善を目的とする「2023年度コンプライアンス・プログラム」を策定しました。当該プログラムに基づき、研修会を実施するなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着に向けた取組みを計画的に実践しました。

- (3) 情報セキュリティ管理を徹底し、個人情報の漏洩防止に努めました。個人情報を取扱う業務委託先に対しては、「業務委託取扱規程」に基づき個人情報の取扱状況について調査し、適正な管理態勢にあることを確認しました。
- (4) 反社会的勢力排除に関する規程・要領に基づき、保証債務および求償権に対する調査・検証を適切に実施し、反社会的勢力との取引の防止・遮断に向けた取組みを徹底しました。該当者および該当事例はありません。
- (5) 内部検査規程および実施計画書に基づき内部検査を厳格に実施し、事務処理の適正性を確認するなど、業務・事務の堅確化に努めました。事務事故や不適切な事務取扱いは発生していません。
- (6) 大規模自然災害や感染症流行による非常事態に備え、危機管理態勢の強化に努めました。コンティンジェンシー・プランおよび事業継続計画に基づき、緊急時における行動や事業継続に係る具体的対応について確認、周知するとともに、災害発生を想定した消防訓練を実施しました。
- (7) 外部の講習会やセミナーを受講するなど、公益・一般法人の事業運営に必要なスキルの習得に努めました。
- (8) 改正電子帳簿保存法の宥恕措置期間終了に対応すべく、電子取引データに関する事務処理要領を制定するなど、電子取引データの保存方法について整備しました。

## 5. 経営基盤の強化

- (1) 保証収支に見合った適正な保証料率の適用を目的に、前年度下期より北海道労働金庫に導入した変動保証料制度において、初回の見直しとなる下期以降適用の保証料率に変動はありませんでした。
- (2) 代位弁済の削減に向け、デフォルト傾向の分析・把握を行うとともに、生活破綻を防止し家計改善に繋げる融資時の対応や、債務者の利益を念頭に置いた回収時の対応等について、関係金融機関と協議しました。
- (3) 今後の一般正味財産増減額および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションにおいて、代位弁済率の悪化や保証料率の下振れを想定したリスクシナリオによるストレステストを実施し、経営の見通しについて検証しました。
- (4) 資産運用益の向上を目指し、令和5年度資産運用計画に基づき以下の債券を購入しました。
  - ① 北海道電力社債（1億円、利率0.45%、期間3年、格付A）
  - ② 北海道電力社債（3千万円、利率0.45%、期間3年、格付A）
- (5) 事業計画に基づき、適正かつ効率的な経費の執行に努めました。
- (6) 求償権については、多くの債務者が自己破産および民事再生を選択し、回収可能な債権が限定される状況にありますが、回収の促進に努めました。
  - ① 費用対効果を勘案しつつ、法的手続や債権回収会社（サービサー）への回収業務の委託<sup>\*6</sup>を適宜駆使するなど、最善かつ効果的な回収手段を講じました。

\*6 令和5年度実績：新規委託～42件 46,166千円、委託残高～98件 105,316千円

- ② 管理コストの軽減と譲渡益の確保に繋げるべく、回収困難な求償権を債権回収会社（サービサー）に債権譲渡（売却）\*7しました。

\*7 令和5年度実績：譲渡債権～51件 69,895千円、譲渡額～1,048千円

- ③ 求償権取得後の回収が円滑に行われるよう、債務者の現況や折衝経過について、関係金融機関と緊密に情報交換しました。
- ④ この1年間で求償権への入金があった債務者に対し、返済意欲の維持と返済の継続を促すことを目的に、入金および残高の履歴を通知しました。（民事再生、給与差押、サービサー委託等の案件を除く30名、32件）
- (7) 業務に支障をきたすことのないよう各種業務用システムの適切な運用に努めました。
- ① 期首にリプレースを実施した債務保証および求償権管理システムについて、ベンダーと連携し安定稼働と定着を図りました。
- ② 金融機関がすすめる融資契約書類の電子化に際し、システム構築の対応等について検討しました。
- (8) 日本労信協が開催する保証業務関連の会議に出席するなど、日本労信協および他の地域労信協と連携し、保証事業に係る施策や課題について、情報収集と検討を行いました。
- (9) 地域経済や雇用環境の変化を踏まえた当協会の役割発揮について模索しました。
- ① 共生社会の実現（基本理念）に向けステークホルダー間での共通認識を醸成すべく、当協会の事業活動が生み出す成果を客観的に評価する「ソーシャルインパクト評価」について、外部機関の提言を下に取組みました。
- ② 地域金融、地域社会課題解決、地域活性化、次世代金融人材の育成等を、テーマや目的とする会議やイベントに参画しました。
- ③ 勤務中の職員の服装を自由化し、従来の固定概念に囚われることなく、自律性を養い多様性を受け入れる組織づくりを進めました。
- ④ 公益・一般法人向けの内閣府相談会に参加し、公益目的財産の有効活用および公益目的事業の追加について検討しました。
- ⑤ 今後の施策検討に活かすべく、社会課題解決に係る連携について、自治体やNPO法人と意見交換しました。

### 3 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

#### 1. 「内部統制の基本方針」

当協会が「業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制の基本方針」は、以下の通りです。

##### (1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令並びに定款、および評議員会の決議等に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- ② 理事会運営規則および評議員会運営規則に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 理事および評議員で構成する経営委員会を適宜開催して、事業運営上重要な事項（事業方針、中期経営計画等）について機動的かつ多面的に審議し、その審議内容を理事会に報告する。
- ④ 理事の職務権限規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌および決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性および効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営委員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき、適切に作成、保存および管理する。

##### (2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理は、リスク管理方針に基づき、総合的に実施する。また、定期的にモニタリングを実施し、各リスクを把握、分析、評価し、対応方針および対策などを決定し、理事会に報告する。
- ② 法令並びにプライバシー・ポリシーおよび情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行い、情報漏えいの防止等を図る。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行担当者および決裁者が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部検査規程に基づき、事務取扱等の適否を定期的に検査し事務処理の実態を把握するとともに、不備事項についてその対策を講じることで事務処理の改善、能率の向上および事故防止等事務リスクの軽減を図る。
- ⑤ コンティンジェンシー・プランに基づき、大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定期的に確認するとともに、継続的な教育および訓練を実施する。

### (3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、すべての役職員の意識と行動の指針である役職員行動規範を周知徹底して、法令並びに定款および社会規範等を遵守する。
- ② 役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス遵守状況に係るモニタリングを定期的実施し理事会に報告するとともに、不正防止等に係る役職員への教育および啓発活動を継続して実施する。
- ③ 役職員は、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し毅然とした態度で臨む。
- ④ 協会内外からのコンプライアンスに関する相談および照会等は、担当窓口を設け対応する。また、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

### (4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会および経営委員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事から求められた場合は、監事と協議のうえ、協会職員に監事の職務を補助させる。また、当該職員の任命、解任等については、監事の同意を得ることとする。
- ⑤ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、および定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに代表理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事および職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。
- ⑦ 代表理事は、定期的に監事と会合を持つなどにより、協会の事業の遂行と健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑧ 監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。

また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

## 2. 運用状況

「内部統制の基本方針」に基づく「業務の適正を確保するための体制」の令和5年度における運用状況は、以下の通りです。

### (1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は定款および理事会運営規則に基づき、定例で3回、臨時で1回開催し、法令並びに定款、および評議員会における決議等に従い、業務執行上の重要事項を適正に審議・決定しました。また、理事の職務の執行については、「代表理事の業務執行状況報告」として定例の毎理事会で報告しました。
- ② 決裁権限に従って理事会および評議員会に議案を提案するなど、各々の運営規則にて定めた役割、権限および体制に基づき適切に会議を運営しています。
- ③ 当協会の計画、課題、施策等について、経営委員会で協議し内容を理事会に報告しています。今年度は1回開催し、「次年度事業計画・予算(素案)」「今後の社会的インパクト評価」について協議しました。
- ④ 業務を執行する理事は、理事の職務権限規程に基づき、事業運営を適切かつ迅速に遂行しています。
- ⑤ 規程等で明確化されている職務分掌および決裁権限に基づき、理事・職員等は適正かつ機動的・効率的に職務を遂行しています。
- ⑥ 各機関会議の議事録および理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき適切に作成し、保存・管理しています。

### (2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理方針に基づき、リスク管理指標のモニタリングを定期的を実施し、各種リスクを把握・評価しています。なお、指標の数値はすべて基準内に収まっており、評価結果を理事会に報告しています。

また、一般正味財産増減額および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションにおいて、代位弁済率の悪化や保証料率の下振れを想定したリスクシナリオによるストレステストを実施し、経営の見通しについて検証しました。検証結果は理事会および評議員会に報告しています。
- ② 個人情報の取扱いについて、コンプライアンス研修にて注意喚起を行うとともに、業務委託先へのモニタリング、業務用端末のインターネット分離、基幹システムのパスワード管理の強化を実施するなど、適切な情報管理を行っています。
- ③ リスクの縮減を図るため、権限の明確化・分散化を規程に網羅するとともに、担当者や決裁者がリスクを自律的に管理できるよう、規程の実際の運用手順等を定めた要領・マニュアルの充実を図っています。
- ④ 内部検査規程に基づき定期的に自己検査を実施し、事務処理の実態を把握しています。不備事項については、迅速に対策を講じ事故防止を図っています。
- ⑤ 大規模自然災害やパンデミックに備え、事業継続計画（BCP）実施要領に基づ

き、平時に行うべき準備や緊急時における連絡体制・手順・役割分担等について再確認し、役職員への周知を図りました。

### (3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および幹部職員が率先してコンプライアンス・ポリシーを実践しています。また、コンプライアンス・プログラムに基づき、法令、定款および社会規範等の遵守に向けた取組みを計画的に行っています。
- ② 実施状況チェックシートによりコンプライアンスの遵守状況に係るモニタリングを定期的実施し、その結果を理事会に報告しています。また、不正防止に係る役職員への教育・啓発については、コンプライアンス研修にて行っています。なお、コンプライアンスに抵触する事案は発生していません。
- ③ 反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との取引防止と関係遮断に向けた取組みを徹底しています。調査・検証・対応状況については、理事会に報告していますが、該当する事例は発生していません。
- ④ コンプライアンスに関する相談および違反に係る通報等に対し、代表理事、監事、協会顧問弁護士の三つの窓口を設けています。該当する事例は発生していません。

### (4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、公平不偏の立場をもって監査を実施しています。
- ② 監事は、理事会、評議員会、および経営委員会等の重要会議に出席し、理事等の職務執行についての適法性、妥当性を検証しています。
- ③ 今年度監査計画の中で「内部統制システムの運用状況の適正性検証」を重点監査項目と位置づけ、監査しています。
- ④ 監事からは、監事の職務を補助する職員を求められませんでした。
- ⑤ 協会に損害を与える事実、および法令、定款、規程等に対する違反行為に該当する事例はありませんでした。
- ⑥ 理事および職員等は、監事から職務執行状況等の報告を求められた場合は、速やかに対応しています。
- ⑦ 代表理事と監事は、協会の事業の遂行状況や経営実態等について協議し、協会の諸課題について意見交換しています。
- ⑧ 監事は、会計監査人より監査報告を受け取り、その内容について会計監査人から説明を受け、意見交換を行っています。